

投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日
2025年10月15日



グローバルESGハイクオリティ 成長株式ファンド (為替ヘッジなし)

愛称：未来の世界(ESG)

追加型投信／内外／株式

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ※2
追加型	内外	株式	その他資産 (投資信託証券※1)	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	なし

※1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「株式 一般」です。

※2 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

この目論見書により行う「グローバルESGハイクオリティ成長株式ファンド(為替ヘッジなし)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2025年10月14日に関東財務局長に提出しており、2025年10月15日にその効力が生じております。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。
本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号
設立年月日:1985年7月1日
資本金:20億円(2025年7月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額:20兆5,616億円
(2025年7月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】

<https://www.am-one.co.jp/>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

ファンドの特色

1 主としてわが国および新興国を含む世界の金融商品取引所上場株式(上場予定を含みます。)*¹に実質的に投資を行います。

*1 DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。

- グローバルESGハイクオリティ成長株式マザーファンド(以下「マザーファンド」という場合があります。)への投資を通じて、株式に実質的に投資を行います。なお、マザーファンドの組入比率は、原則として高位を維持します。
- 株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。このため、基準価額は為替変動の影響を受けます。

2 ポートフォリオの構築にあたっては、投資アイデアの分析・評価や、個別企業の競争優位性、成長力、ESG*²への取り組みなどの評価に基づき選定した質の高いと考えられる企業の中から、市場価格が理論価格より割安と判断される銘柄を厳選して投資を行います。

*2 「ESG」とは、環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance)の略称です。

- ボトムアップ・アプローチを基本に、持続可能な競争優位性を有し、高い利益成長が期待される銘柄を選定します。
- 積極的なESG課題への取り組みとその課題解決を通じて、当該企業の競争優位性が持続的に維持され、成長が期待される銘柄に注目します。上記を通じて、当ファンドの運用におけるESGの観点に強く適合した企業の成長の促進をめざします。
- マザーファンドの純資産額のうち、ESGを主要な要素として選定する銘柄への投資額(時価ベース)の比率について90%以上を目標とします。
- マザーファンドの運用にあたっては、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク*³に株式等の運用の指図に関する権限の一部を委託します。なお、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクは、その委託を受けた運用の指図に関する権限の一部(株式等の投資判断の一部)を、モルガン・スタンレー・アジア・リミテッド*⁴およびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニー*⁵に再委託します。

*3 モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントのニューヨーク拠点であり、資産運用業務等を営んでいます。

*4 モルガン・スタンレーの香港法人であり、証券業務、投資銀行業務、ウェルス・マネジメント業務、資産運用業務等を営んでいます。

*5 モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントのシンガポール拠点であり、資産運用業務等を営んでいます。

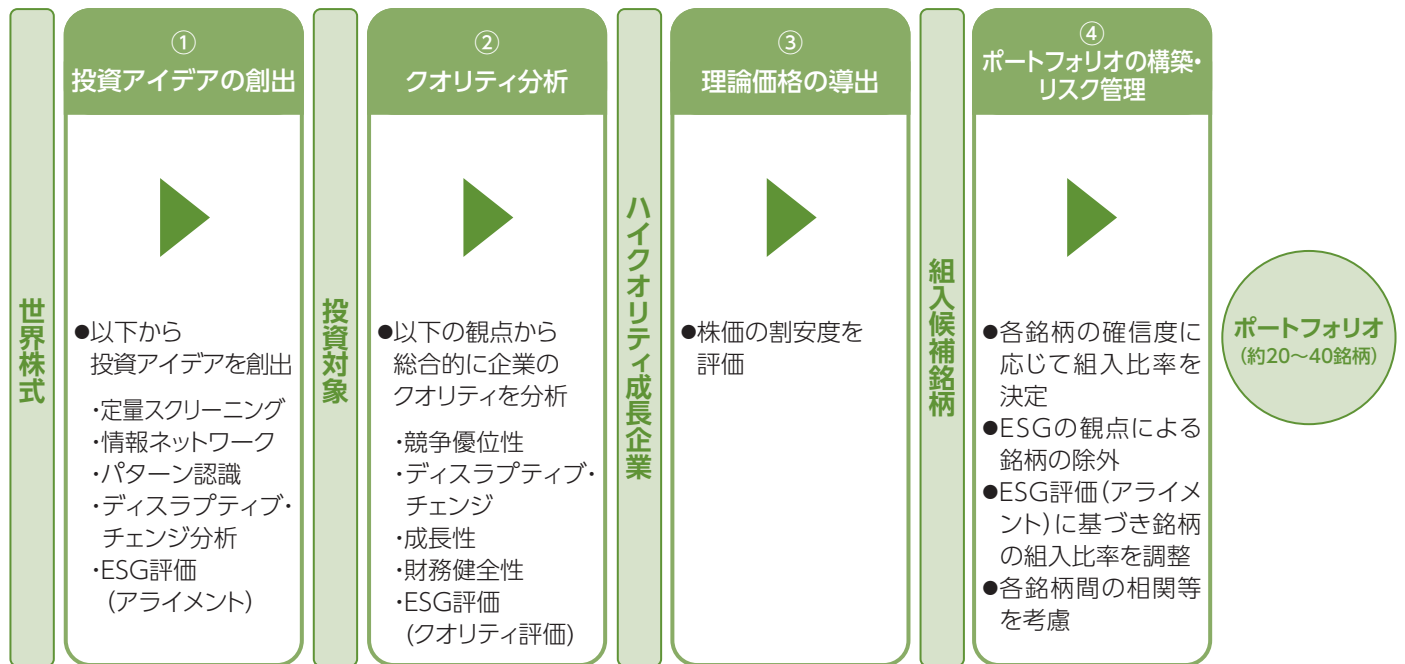


ファンドの目的・特色

運用プロセス

当ファンドは、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントのグローバル・チェンジ株式運用戦略を用いて運用を行います。

持続可能な競争優位性を有し、高い利益成長が期待される企業のうち、市場価格が理論価格より割安かつESG評価の観点から企業価値の向上が期待できる銘柄を厳選してポートフォリオを構築します。



①投資アイデアの創出

定量スクリーニング、情報ネットワーク、パターン認識、ディスラプティブ・チェンジ分析、ESG評価(アライメント)の5項目より投資アイデアを創出します。

定量スクリーニング

成長率や利益率など企業の財務指標に基づき銘柄を調査します。

情報ネットワーク

企業経営者、業界の専門家との面談など、運用委託先の運用チームのネットワークを活用し、銘柄を調査します。

パターン認識

成功企業のビジネスモデルを地域や国、業界等が異なる企業に当てはめ、新規の投資アイデアの発掘につなげます。

ディスラプティブ・チェンジ分析

新しい価値が既存の価値にどのようなインパクトを与え、長期的かつ巨大な変化になるのかを大局的に見極めます。

ESG評価(アライメント)

長期的に企業の競争優位性や企業価値を高めるような、環境および社会的課題を特定、取り組み状況を調査し、ESGアライメント(ビジネス戦略とESGの整合性)が強い企業を発掘します。

②クオリティ分析

「ハイクオリティ成長企業」の発掘にあたっては、5つの観点(競争優位性、ディスラプティブ・チェンジ、成長性、財務健全性、ESG評価(クオリティ評価)*)から総合的に判断します。

*環境や社会のネガティブな影響が限定的であることや企業統治が強固であることの評価



ファンドの目的・特色

③理論価格の導出

「ハイクオリティ成長企業」のうち、市場価格が理論価格より割安と判断される企業を厳選し、組入候補銘柄とします。

④ポートフォリオの構築・リスク管理

各銘柄の確信度に応じて組入比率を決定します。環境や社会に望ましくないと考えられる業種や、企業統治の面で評価の劣る企業を除外します。ESG評価(アライメント)に基づき、銘柄の組入比率を調整します。なお、各銘柄間の相関等も考慮します。

ESGの観点による除外

・環境や社会に望ましくないと考えられる業種や、企業統治の面で評価の劣る企業を除外します。

環境・社会・企業統治

- ・酒、たばこ、ギャンブル、化石燃料の生産、武器の製造などを主な事業とする企業
- ・国による株式保有比率が20%を超える企業

など

ESG評価(アライメント)に基づき組入比率を調整

・運用チーム独自の観点により、メダルレーティング*を行い、組入比率の調整を行います。

メダルレーティング	組入比率の調整
ゴールド	増加
シルバー	調整なし
ブロンズ	低下
メダルなし	組入除外

*当運用プロセスにおけるメダルレーティングとは、HELP(ヘルプ=助ける)&ACT(アクト=行動を起こす)の観点により、ESGアライメント(ビジネス戦略とESGの整合性)を精査したうえで評価し、その評価に応じてゴールド、シルバー、ブロンズ、メダルなしへの分類を行うことをいいます。また、メダルレーティングに応じて銘柄の組入比率の調整を行います。

HELP&ACTの観点でESGアライメントを精査することで、ハイクオリティ成長企業の競争優位性と成長性が長期にわたって持続的に維持可能か判断することができると運用チームでは考えます。

- | | |
|---------------------------|--------------------------------------|
| HEALTH (健康) | : あらゆる人々の生活の質と健康の向上をめざす |
| ENVIRONMENT (環境) | : 気候変動およびその影響を軽減し、地球と人々を守る |
| LIBERTY (自由) | : 自由、平等性、プライバシー、安全性を重視する |
| PRODUCTIVITY (生産性) | : 持続可能な生産・消費形態の確保およびその向上をめざす |
| AGENCY (マネジメント責任) | : 株主との利益の方向性を一致させ、その利益の拡大をめざす経営陣たること |
| CULTURE (文化) | : 革新的な企業カルチャー、適応性、共通価値創造*の尊重 |
| TRUST (信頼) | : 厳格なコーポレート・ガバナンスに基づいた適切・正確な情報開示の徹底 |

*共通価値創造(CSV:Creating Shared Value)は、企業の事業を通じて社会的な課題を解決することから生まれる「社会価値」と「企業価値」を両立させようとする経営フレームワークを指します。

※前述の運用プロセスは、マザーファンドのものです。

※運用プロセスは、2025年7月末時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

出所:モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントの情報をもとに委託会社作成



ファンドの目的・特色

■モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントのご紹介

- モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントは、モルガン・スタンレーの資産運用部門として1975年に設立されました。
- 世界20カ国以上にある拠点を通じて、株式、債券等の伝統的資産運用のほか、ファンド・オブ・ファンズや非上場市場への直接投資等、さまざまな運用戦略および運用サービスを世界の投資家に提供しています(2025年6月末時点)。
- 2025年6月末時点の運用資産総額は、約1兆7,131億米ドル(約248.1兆円*)にのびります。
*1米ドル=144.81円(2025年6月末時点)で換算。
出所:モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントのデータをもとに委託会社作成

■モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント(MSIM)の「エンゲージメントおよびスチュワードシップに関する原則」

私たちのスチュワードシップ哲学:私たちは、長期的な投資家として、またアクティブ・オーナーとして、運用する資金の良きスチュワードである義務があると信じています。私たちは、投資先企業との関わりを持ち、委任状による議決権を行使することによって、この義務を果たしています。これらのスチュワードシップ活動により、私たちは投資先企業をより良いガバナンスの実践へと導く機会を得ており、それが長期的かつ持続可能なリターンを生み出すと信じています。

エンゲージメント(対話)における優先順位:私たちの銘柄選択プロセスにおける重要なインプットは、取締役会とシニア・マネジメントの質を評価することです。この知識を深めるため、MSIMIは、定期的に企業の経営陣と対話を行い、大きなポジションを保有している場合やテーマが重大と考えられる場合には、優先して積極的な対話を行います。

私たちのエンゲージメント・プロセスと方法:MSIMIは、投資先企業とのエンゲージメントを効果的に行うことに専心しており、投資先企業の長期的なリターンを向上させるため、顧客の最善の利益につながるよう努めています。エンゲージメントは、運用チームおよびスチュワードシップ担当チームが定期的を実施しております。運用チームは、運用プロセスを通じて、企業の戦略、財務および非財務的業績、リスク管理、コーポレート・ガバナンス、サステナビリティへの取り組み、資本構造など、幅広い問題について企業と対話を行っています。MSIMIは主としてアクティブ投資家であり、運用チームは運用プロセスを通じて企業のパフォーマンスを監視する責任を負っています。モニタリングの程度や頻度は運用チームによって異なり、投資戦略や保有する株式の規模など、さまざまな要因に左右されます。長期的な投資家およびアクティブ・オーナーとして、MSIMIは、優れたコーポレート・ガバナンスとサステナビリティの実践は経営の質を示すシグナルであり、優れた経営を行う企業は長期的に持続可能なリターンを生み出すと考えています。このため、運用チームとスチュワードシップ担当チームは、多くの非財務的な業績指標を確認します。

エンゲージメントのモニタリングとエスカレーション:運用チームとスチュワードシップ担当チームは、運用プロセスを通じて定期的に企業をモニターし、エンゲージメントを行います。また、エンゲージメントの記録を保存し、進捗状況を追跡するとともに、エンゲージメントに関する洞察を運用及び議決権行使の意思決定に反映させることが可能です。エンゲージメントが望ましい結果をもたらさなかった場合には、経営陣に反対する議決権行使の投票、取締役との面談の要求、取締役会や経営陣への書簡の送付等を行うことがあります。エンゲージメントの失敗が繰り返される場合には、保有銘柄の削減や売却を決定することがあります。さらに、エスカレーションの方法として、集团的エンゲージメントを検討することもあります。最終的には、ポートフォリオ・マネジャーが、エンゲージメントを通じて得た情報を適切に解釈し、投資の意思決定に反映させる責任を負っています。

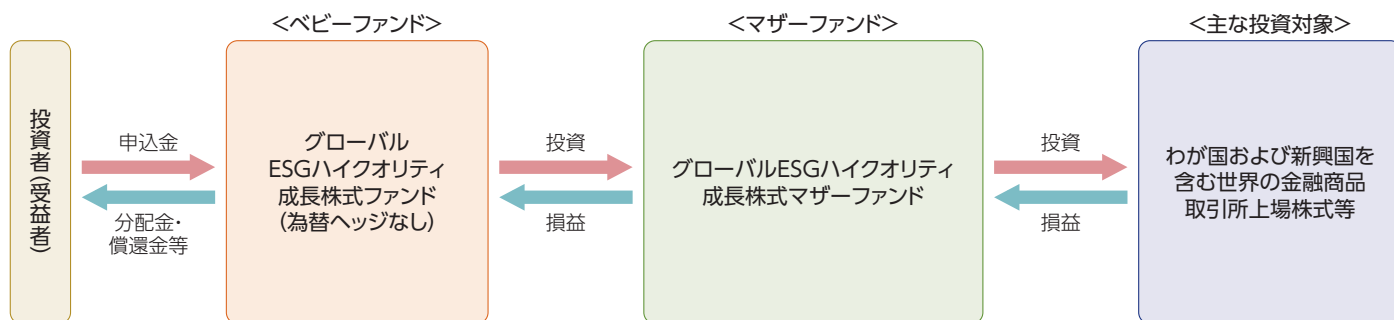


ファンドの目的・特色

■ ファンドの仕組み

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



■ 主な投資制限

- ・マザーファンドへの投資割合には、制限を設けません。
- ・株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・マザーファンド以外の投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・デリバティブ取引は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ・外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- ・1発行体等あたりの株式等、債券等およびデリバティブ等の信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

■ 分配方針

年1回の決算時(毎年7月14日(休業日の場合は翌営業日))に、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。



ファンドの目的・特色

■マザーファンドの概要

ファンド名	グローバルESGハイクオリティ成長株式マザーファンド
主要投資対象	わが国および新興国を含む世界の金融商品取引所に上場する株式(上場予定を含みます。) ^(*) (*)DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。
投資態度	①主としてわが国および新興国を含む世界の金融商品取引所上場株式(上場予定を含みます。)^(*)に投資を行い、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。 (*)DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。 ②ボトムアップ・アプローチを基本に、持続可能な競争優位性を有し、高い利益成長が期待される銘柄を選定します。 ③ポートフォリオの構築にあたっては、投資アイデアの分析・評価や、個別企業の競争優位性、成長力、ESG^(*)への取り組みなどの評価に基づき選定した質の高いと考えられる企業の中から、市場価格が理論価格より割安と判断される銘柄を厳選して投資を行います。 (*)「ESG」とは、環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance)の略称です。 ④株式等の運用にあたっては、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクに運用の指図に関する権限の一部を委託します。なお、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクは、その委託を受けた運用の指図に関する権限の一部(株式等の投資判断の一部)を、モルガン・スタンレー・アジア・リミテッドおよびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーに再委託します。 ⑤株式の組入比率は、原則として高位を維持します。 ⑥組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

○マザーファンドの主な投資制限については、請求目論見書または約款に記載しております。



投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動 リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式市場や当ファンドが実質的に投資する企業の株価が下落した場合には、その影響を受け、基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドは実質的に企業のESGへの取組みを考慮した投資を行うことから、投資対象が株式市場全体と比べて特定の銘柄や業種に偏ることがあり、このため基準価額の変動が株式市場全体の動向から乖離することや、株式市場が上昇する場合でも基準価額は下落する場合があります。

為替変動 リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

為替相場は、各国の政治情勢、経済状況等の様々な要因により変動し、外貨建資産の円換算価格に影響をおよぼします。当ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には、実質保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも基準価額が下落する可能性があります。

流動性 リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。

信用 リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等の価格は、その発行者に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。当ファンドが実質的に投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、また、こうした状況に陥ると予想される場合、信用格付けが格下げされた場合等には、株式の価格が下落したり、その価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。



投資リスク

カントリー リスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また、取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、基準価額が下落する要因となる場合があります。当ファンドは実質的に新興国の株式にも投資を行う場合があります。新興国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化等が株式市場や為替市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制等の種々な規制の導入や政策の変更等の要因も株式市場や為替市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。

ESG情報・ 評価に 関連する 制約

ESG情報や評価の入手・収集の制約は、運用に影響を及ぼす要因となる場合があります。

当ファンドで勘案するESG情報は、委託会社および運用外部委託先が独自調査で入手した情報だけでなく、第三者のESG情報ベンダーによる情報や評価が含まれている場合があります。これらのESG情報は、企業開示や企業アンケート、取材等により入手・収集されますが、ESG情報ベンダーからの提供情報は、当該情報ベンダーの情報収集力により情報量が制限されることがあります。また、企業によって開示された情報やメディアによって報道される情報は、タイムリーに評価結果に反映されないことがあります。また、委託会社および情報ベンダーによる評価基準の変更により、過去からの情報継続性が失われることがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



投資リスク

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
 - 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
 - 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

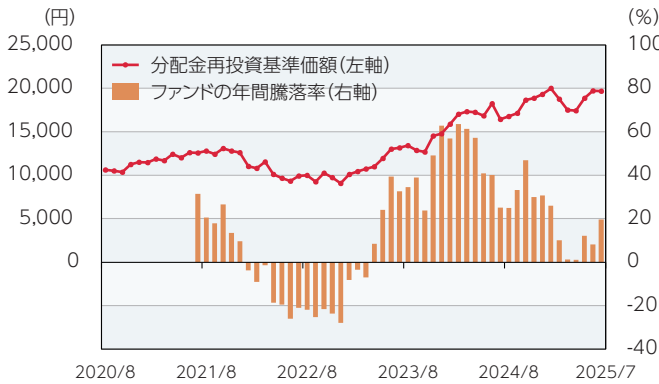
※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



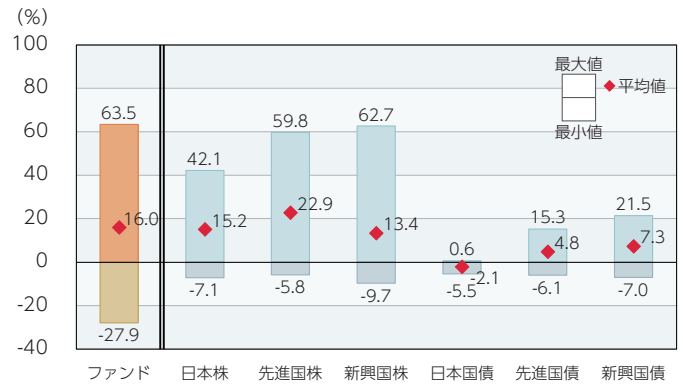
投資リスク

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



ファンド: 2021年7月～2025年7月

代表的な資産クラス: 2020年8月～2025年7月

*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数 (TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc. が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc. が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス (除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

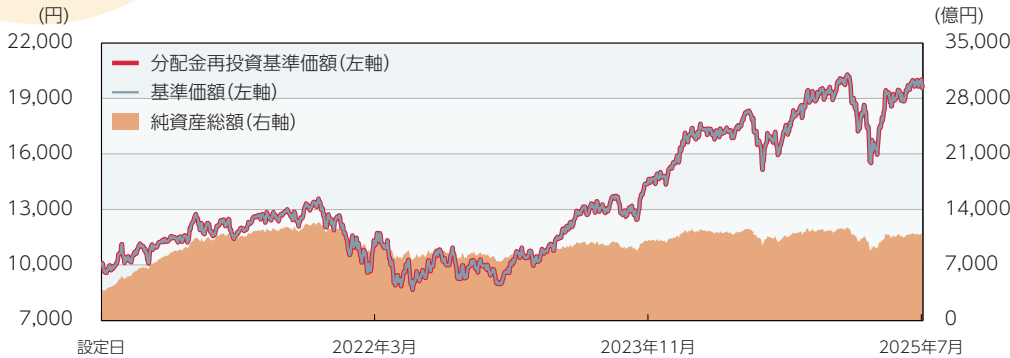
(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



運用実績

データの基準日:2025年7月31日

基準価額・純資産の推移 《2020年7月20日～2025年7月31日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2020年7月20日)

分配の推移(税引前)

2021年 7月	0円
2022年 7月	0円
2023年 7月	0円
2024年 7月	0円
2025年 7月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	グローバルESGハイクオリティ成長株式マザーファンド	99.16

■グローバルESGハイクオリティ成長株式マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類	比率(%)
株式	97.45
内 アメリカ	51.80
内 フランス	13.09
内 ルクセンブルグ	6.39
内 インド	6.16
内 オランダ	3.98
内 その他	16.03
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	2.55
合計(純資産総額)	100.00

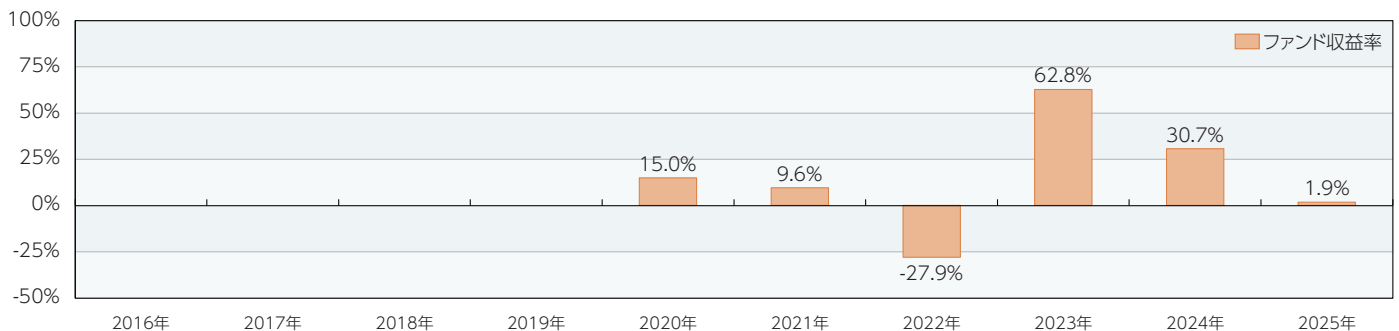
組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	SCHNEIDER ELECTRIC SE	株式	フランス	電気設備	8.66
2	UBER TECHNOLOGIES INC	株式	アメリカ	陸上運輸	7.38
3	SERVICENOW INC	株式	アメリカ	ソフトウェア	7.34
4	META PLATFORMS INC	株式	アメリカ	インタラクティブ・メディアおよびサービス	6.58
5	SPOTIFY TECHNOLOGY SA	株式	ルクセンブルグ	音楽	6.39
6	HDFC BANK LTD ADR	株式	インド	銀行	6.16
7	MERCADOLIBRE INC	株式	アメリカ	大規模小売り	5.84
8	AMAZON.COM INC	株式	アメリカ	大規模小売り	4.79
9	VISA INC	株式	アメリカ	金融サービス	4.54
10	L'OREAL	株式	フランス	パーソナルケア用品	4.44

株式組入上位5業種

国内/外国	順位	業種	比率(%)
外国	1	大規模小売り	13.14
	2	金融サービス	12.11
	3	銀行	9.80
	4	ソフトウェア	8.76
	5	電気設備	8.66
国内	1	電気機器	2.98

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2020年は設定日から年末までの収益率、および2025年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申 込 締 切 時 間	原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2025年10月15日から2026年4月14日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購 入 ・ 換 金 申 込 不 可 日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信 託 期 間	2050年7月14日まで(2020年7月20日設定)
繰 上 償 還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合 ・純資産総額が30億円を下回ることとなった場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決 算 日	毎年7月14日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	2兆円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.am-one.co.jp/)に掲載します。
運 用 報 告 書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
そ の 他	確定拠出年金制度による購入のお申込みの場合は、取扱いが一部異なる場合があります。



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	購入価額に、 3.3%(税抜3.0%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。	
信託財産留保額	ありません。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.848%(税抜1.68%) 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。	
	支払先	内訳(税抜)
	委託会社	年率1.00%
	販売会社	年率0.65%
	受託会社	年率0.03%
	主な役務	
		信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
		購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
		運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
	※委託会社の信託報酬には、グローバルESGハイクオリティ成長株式マザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社(モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク)に対する報酬(当ファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの純資産総額に対して年率0.65%)が含まれます。なお、当該投資顧問会社に対する報酬には、モルガン・スタンレー・アジア・リミテッドおよびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーに対する報酬が含まれます。	
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等は都度ファンドから支払われます。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。	

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。



手続・手数料等

■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度[愛称:NISA(ニーサ)]をご利用の場合

少額投資非課税制度[NISA(ニーサ)]は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2025年7月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

--- (参考情報) ファンドの総経費率 ---

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.86%	1.85%	0.01%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2024年7月17日~2025年7月14日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

